

(学則第9条 別表2)

教務内規(中学校)

- 第1条 学習成績の評定
学習成績の評定は各教科別に平素の学習状況及び考査の成績を総合的に評価すること。各教科は5段階評定による。
- 第2条 各教科の学習の記録
観点別学習状況 各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A・B・Cの記号により記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする。また、特に必要があれば観点を追加して記入する。
- 第3条 行動の記録
項目ごとに、生徒の行動及び性格について観察し、優れたものについては○印を記入する。
なお、特徴を認めがたいものについては空欄のままとする。
- | | | |
|-----|------|-----|
| ○の数 | 1年…… | 20% |
| | 2年…… | 25% |
| | 3年…… | 30% |
- 第4条 生徒指導要録の記載は別に定める「記入の手引」によるものとする。
- 第5条 別表Iの教育課程を修了したときは卒業と認定する。
(※別表1・・・当該学年の教育課程表)
- 附則 この内規は平成5年4月1日より施行する。
- 附則 この内規は平成21年4月1日より施行する。

(学則第8条 別表2)

教 務 内 規 (高等学校)

第1章 教育課程・類系・授業等

- 第1条 教育課程は別表Iによるものとする。
(※別表1・・・該当学年の教育課程表)
- 第2条 高校部第2学年以降の学級編成は、原則として進学希望に応じて文系・理系に分けるものとし、中途における類系の変更は認めない。
- 第3条 日課表は別表2によるものとする。
- 第4条 教科書等の選択は、次によるものとする。
- (1) 教科書・準教科書の選定は、科目担当者が原案を作成し、当該教科会議の検討を経て、教科ごとにまとめて学校長に「教科書・準教科書採択願」(様式1)を提出して承認を得るものとする。
 - (2) 教科書・準教科書以外の副教材で、学年あるいは学級全員に必要とするものについては、見本または見本に代わるべき資料1部添えて、前項(1)に準じて承認を得るものとする。
- 第5条 「学習指導計画表」(様式2)は、年度の当初に作成して校長の承認を得、学期ごとにその実施結果を記入して点検を受けるものとする。
- 第6条 年間授業時数は、1単位につき35時間を標準とする。
校務・出張・休暇等の場合には、授業時数確保のため、特に次の事項に留意する。
- ア. 緊急止むを得ない場合を除き、課題を与えて学習させる。
 - イ. 同一教科内の他の担当者が課題を与えて学習させる。
 - ウ. 同一教科内または他教科の科目の振替授業を行う。

第2章 考 査

- 第7条 定期考査は、中間・学期末考査とする。
- (1) 授業時間数その他止むを得ない事情がある場合には、各学期の定期考査のうち1回に限り、教科会議にはかかって実施しないこともできる。
 - (2) 実技を主とする科目においては、教科の性格上、実技テスト・作品の提出をもって定期考査にかえることもできる。
- 第8条 受験しながら答案を提出しなかった場合は、当該科目を零点とする。
- 第9条 考査中不正行為を行った者に対しては、当該科目を零点とし、かつその考査中に受けた他の考査の得点は50%に減点する。
- 第10条 生徒が考査を欠いた場合は、「考査欠席届」(様式3)を、科目ごとに、学級担任を経て提出しなければならない。
- 第11条 考査を欠いたものには原則として追考査を行わない。
- 第12条 考査を欠いた場合の見込点は、本人の当該学期の考査得点と科目平均点との割合を基準として、次の割合によって与える。
- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 公認欠席者 | 100%～80% |
| (2) その他正当な理由で考査を欠いた者 | 100%～80% |
| (3) 処罰を受けたため考査を欠いた者 | 50% |
| (4) 無届で考査を欠いた者 | 0% |
| (5) その他特別の場合については、その都度会議で決定する。 | |
- 第13条 ある科目について、その学期に行う考査の2つ以上欠いた場合は、その学期の

その科目の成績は、評価しないでおくことができる。この場合、その学年の他の学期の素点を基準として、第12条に準じて見込点を与えた後、学年成績を評定する。

第3章 学習成績の評定

第14条 学習成績の評定は、平素の学習状況及び考査の成績に基き、次のとおりとする。

- (1) 評定は絶対評価法を主とする5段階法をもってあらわす。
- (2) 各教科の考査点・平常点の配分は、それぞれの教科会議において協定するものとする。
- (3) 成績伝票(様式4)に記載する各学期の成績は、5段階の評定とともに100点を満点とする素点を記入する。但し2学期については、評定を記入しない。学年成績は評定と200点を満点とする素点を記入する。

第15条 学習成績概評と指導要録記載の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 各生徒の5段階の評定を生徒指導要録に記載する。
- (2) 成績概評は各生徒の評定点合計を履修科目数で除し(小数点第2位まで計算して四捨五入)て小数点第一位まで算出し、この平均点を基礎にしてA・B・C・D・Eの5段階で、次の基準に合わせる。

A B C D E

(5.0～4.3) (4.2～3.5) (3.4～2.7) (2.6～1.9) (1.8～1.0)

- (3) 成績概評は、生徒が進学する際に作成する調査書に記載する。

第16条 復学・転入学した生徒の成績評定は、次により処置するものとする。

- (1) 年度の中途において復学した生徒の、その年度の復学以前の成績は、休学前の当該時期の成績を活用して評定する。
- (2) 年度の中途において転入した生徒の学年成績は、前籍校で得た成績を参考にして評定する。

第4章 出 欠 席

第17条 出欠席日数は、次の区分に従う。

1学期 4月1日から9月に行う学期末考査最終日までとする。

2学期 1学期最終日の翌日から翌年3月31日までとする。

第18条 出欠席の日数計算は、次によるものとする。

- (1) 授業日数は、出校したすべての日数とする。
- (2) 出席しなければならない日数は、授業日数から第21条に定める日数を減じた日数とする。

第19条 出欠席の時数計算は、次によるものとする。

- (1) 授業時数、各科目の実指導時間数とする。
- (2) 考査の時間は、実指導時間として取扱うものとする。
- (3) 第7条(1)の各項に該当する場合は、実指導時間として取扱うものとする。
- (4) ホームルーム・生徒会活動・クラブ活動・学校行事の出席時数はそれぞれの授業時数から欠課時数を減じた時数とする。
- (5) 遅刻・早退(保健室での治療・休養を含む)は、5回をもって1時間の欠時と扱う。但し、授業時間の半分を越える遅刻・早退は欠時に扱う。始業時のシャウト・ホームルームの遅刻については、すべてこれを欠時に扱う。

第20条 次によるものは授業日数から減じ、出欠席いずれともしない。

- (1) 忌引による欠席。忌引日数は次の日数とする。
1親等の親族 5日、2親等の親族 3日、

3親等の親族及びその他の同居家族1日。

- (2) 学校保健法第12・13条及び伝染病予防法第7・8条による出席停止及び学級閉鎖または隔離による欠席。

第21条 次のものは公認欠席(欠課)とし、出席扱いとする。公認欠席(欠課)の許可を得るためには、「公認欠席(欠課)許可願」(様式5)を前日までに提出しなければならない。許可の日時は、必要上止むを得ないと認められる最小限の日時とする。

- (1) 中・高体連主催の各種大会に、学校・県を代表して参加する場合。
- (2) (1)に準ずる会合や大会に、学校・県を代表して参加する場合。
- (3) 就職試験及び上級学校の入学試験を受験する場合。
- (4) その他校長が必要止むを得ないと認めた場合。

第22条 謹慎及び停学期間中は、欠席扱いとする。

第23条 年度の中で復学または転入学した場合の出欠席は、分母は一般生徒と同じく、分子は休学時年度または前籍校の実績を加算する。但し、これについて疑義を生じた場合は、職員会議において決定する。

第5章 単位認定・不認定

第24条 各科目の単位は、次の基準により学校長が職員会議にはかって認定する。

- (1) 評定が2以上であること。
- (2) 授業時数の5分の4以上の出席時数をもつこと。
- (3) 学習態度が著しく不良でないこと。

第25条 同一科目を2年以上にわたって分割履修する場合においても、履修する学年ごとに当該科目の単位認定を行う。

第26条 特別活動(ホームルーム・生徒会活動・学校行事)および総合的な学習の時間については、それぞれの時数をすべて合計し、認定・不認定の扱いは、各科目に準じて行う。

第27条 評定1の科目数が、履修科目数の4分の1以下の者については、職員会議にはかり、必要ありと認める者には追考査を行い、その結果により認定・不認定を決定する。認定の場合、評定は2とする。

第28条 正当な理由により、欠席時数が授業時数の5分の1を越え3分の1未満である科目については、原則として職員会議にはかり、追指導を行いその結果により、認定・不認定を決定する。

第29条 追考査及び追指導は次によって行い、その結果を職員会議にはかる。

- (1) 追考査・追指導は、学年末に行うものとする。
- (2) 追考査を認められた者は、指示された日までに「追考査受験許可願」(様式6)を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。
- (3) 追指導を認められた者は、指示された日までに「追指導受講許可願」(様式7)を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。

第30条 次の場合は、単位を認めない。

- (1) 第27条に該当しない場合の評定1の科目及び同条により追考査を行った結果不認定とされた科目。
- (2) 授業時数の3分の1以上を欠席した科目・
- (3) 第28条により追指導を行った結果不認定とされた科目。
- (4) 職員会議の結果、学習態度が著しく不良であると認められた科目。

第6章 修了・卒業・原級留置

第31条 次に該当する者は、定められた課程を修了したものとみなさず、原級留置とする。

- (1) 休学者。
- (2) 不認定の科目がある者。
- (3) 出席状態が不良で、次に該当する者。
 - ア. 授業日数の3分の1以上欠席した者。
 - イ. 始業時のショート・ホームルームの総回数の7分の1以上を欠席(欠席日数分を含まない)した者。
 - ウ. 早退回数が授業日数の10分の1以上の者。

第32条 編・転入学者の前籍校における修得単位数の合計は、これが修了・卒業の資料とされる場合に限り、「読替え」の如何にかかわらず、本校所定の最高単位数までとする。

第33条 学校長は、生徒が学校において定めた教育課程にしたがい、毎学年本校所定の単位を修得し、特別活動を履修した者に、修了及び卒業を認定する。前記事項を満たさざる者については、職員会議にはかり審議の上、認定・不認定を決定することができる。

第7章 生徒指導要録

第34条 生徒指導要録の記載は、別に定める「生徒指導要録取扱い・記入の手引」によるものとする。

- 附 則
- (1) 本内規は、昭和63年4月1日から施行する。
 - (2) 別表2及び(様式1)～(様式7)については細則で別に定める。
 - (3) 平成10年4月1日より2学期制実施により一部改正。
 - (4) 平成21年4月1日一部改正。
 - (5) 平成25年4月1日一部改正。
 - (6) 令和2年4月1日一部改正。